



キャンパス・コンソーシアム函館
合同公開講座

函館学 2010

第6回講座
講義資料

「函館要塞について」

遠藤 芳信

北海道教育大学函館校 教授

日時：平成22年11月27日（土）午後2:00～3:30

会場：函館国際ホテル

主催：キャンパス・コンソーシアム函館

講師略歴

えんどう よしのぶ

遠藤 芳信 氏

北海道教育大学函館校 教授

1947年福島県生まれ。1978年東京大学大学院教育学研究科博士課程満期退学、1992年東京大学博士（教育学）学位授与、1979年北海道教育大学講師として函館分校（当時）に着任、社会科教育担当、1992年から教授。2006年北海道教育大学の改組により、函館校の国際文化・協力専攻における日本・東アジア国際関係史を担当。

専門分野は近代日本軍制史、著書は『近代日本軍隊教育史研究』（青木書店 1994年）『海を超える司馬遼太郎』（フォーラム・A 1998年）ほか。近年の科学研究費による研究としては『日本陸軍の戦時動員計画と補給・兵站体制構築の研究--1894年兵站勤務令の成立と日清戦争開始前までの兵站体制構築--』（平成19-21年度科学研究費補助金研究成果報告書、全58頁）がある。要塞研究にかかわっては、日露戦争以降の韓国・朝鮮における日本軍隊の兵営・要塞建築（鎮海湾要塞、元山要塞）を研究する。なお、『函館地域近代軍事史--五稜郭から函館山へ、そして七飯へ--』というテーマで将来、函館地域の近代軍事史をまとめる予定である。

趣味はハーブ栽培・ポップスやジャズのライブコンサート鑑賞。中島みゆきのファン。近年はフィリピンやマレーシア等への学生研修指導を行い若者から元気をもたらしている。

函館要塞について

——日露戦争前後の国際化する函館地域社会・市民生活との関係を中心に——

北海道教育大学函館校 教授 遠藤 芳信

1 はじめに——近代要塞(Fortress)と函館要塞(日清戦争後)——

(1)函館山の写真 (写真1) 2010年9月・亀田中野町から撮影・遠藤

(2)近代日本軍制史研究における函館要塞の意義

①近代要塞について *「城塞(城郭)都市」フィリピン・マニラのイントラムロス(スペイン語で「壁の中の市」という意味。1571年にバシグ川河口南岸に全長4.5kmの城壁が造られ、スペイン植民地総督政府が置かれた。18世紀前半にサンチャゴ要塞が造られ、イギリスやアメリカの軍司令部も使用した。太平洋戦争中には日本軍の憲兵隊の本部も置かれた)(写真2-3-4)2007年9月撮影・遠藤

②近代要塞の区別 防禦營造物*日本陸軍の建軍当初は旧城郭(旧藩主の居宅兼藩政庁)も「要塞」とみなされたことがあった。1879年(明12)5月末から東京湾要塞観音崎第一砲台の築造工事開始。(資料1) 海岸要塞(対馬北端の豊砲台、朝鮮海峡制圧、1934年竣工口径40センチカノン砲2門、砲身18.5メートル、砲身重量108トン、有効射程3万メートル)(写真5-9) 2008年5月・遠藤

国境要塞(ウラジオストク北方・ウスリー江西岸の「ソ満国境」の虎頭要塞、1938年春に竣工、同年3月に要塞守備隊配備、試製41センチ榴弾砲、重量1トンの砲弾を最大2万m飛ばす) (写真10)

③近代要塞の研究・評価 建築構造物として、工学(建築学・土木学・建築史研究)上からの研究・評価 軍制史からの研究・評価(防禦計画、戦備、対隣接地域社会関係)

④函館要塞は、当時の日露戦争前後の防禦計画上ではあいまいな(「過剰」な期待も含まれた)任務を課せられていたが、第一に、日露戦争における国内唯一の戦備執行の要塞であり、第二に、その前後における対地域社会関係(要塞地帯保護法・軍機保護法等によって、防禦施設に隣接あるいは混在する市街地の市民生活が厳格に規制・統制・管理される)においては、平戦両時の軍備・軍隊の抑圧・支配機能を鮮明化させる歴史内容を残し、軍制史研究に対して極めて多くの資料を提供している。また、函館要塞の存在の研究を通して、函館の「街」の新たな姿・顔を発見できる。なお、日本軍隊全体から見れば、戦時・戦争における防禦營造物の築造・構築を含む(対空高射砲主体の装備等、住民保護等)、防禦体制・防衛政策のありかたについては冷静に研究・評価されなければならない。

(資料7) 参照 ◎なお、町名・用語等は当時記載のもの。

(3)函館要塞の今後のありかた 函館要塞は1927年(昭2)設置の津軽要塞に編合され、その一部として「函館山要塞」と通称されてきたが、産業遺産(2001年に「函館山と砲台跡」が北海道遺産に選定される)・戦争遺跡としてさらに整備・保存されてしかるべきである。(ビデオ参照、写真11-15)北海道新聞(2000.8.15-16「みなみ風」、2003.3.14)、写真16-18)曾田金吾著「函館山要塞の終焉Ⅱ」、写真19-20)浄法寺朝美著『日本築城史』1971年。

2 函館要塞築造と要塞防禦体制

(1)築造工事の労務供給と事故発生

①多大な作業量の想定(曾田金吾「函館山要塞の終焉Ⅱ」7-10頁、函館港改良工事、1992年改定版)。

(以下引用の<陸軍省大日記>は防衛研究所図書館所蔵)。

②事故発生 *対馬砲台建築場 1887年(明20) 7-8月に死者1名・負傷者4名、12月に負傷者1名
下関砲台建築場 1888年(明21) 死者(即死含む)8名、負傷者30名内1名後日死亡)

(＜陸軍省大日記＞中『明治二十年 編冊』、同『明治二十一年 編冊』所収)

③函館要塞築造工事と負傷事故発生 1898年(明31)6月から薬師山砲台、御殿山第一砲台建築着工
1898年(明31) 官役人夫死傷手当規則(1875年太政官達第54号)による支給者 資料1

9月 官役人夫 伊藤秀吉(工事中頭部及右拇左環指挫傷) 療養料

10月 官役人夫 村田五郎右衛門(工事中石塊墜落により左中指挫烈負傷) 扶助料・療養料
(＜陸軍省大日記＞明治三十一年 官房伍号編冊)所収、築城部横須賀支部も同年6名負傷)

1899年(明32) 1月 官役女人夫 斉藤キク(「工事就役中暴風ノ為メ吹倒サレ墜落背部打撲」)
療養料支給(＜陸軍省大日記＞中『明治三十二年自一月至六月 伍号編冊』所収)

④函館要塞築造工事と土地回復損害要償事件 築城部函館支部の築城工事により1899年8月26日の強雨のため函館山頂から土砂が流下し、谷地頭の住民2名の苗木畑(①私有地谷地頭35番539坪と借用地同34番の杉檜オンコ苗木を流倒す、②私有地谷地頭40番495坪の松杉苗木を流倒す)上に土砂堆積したとして、同住民2名は土地回復損害要償を求めて函館区裁判所に申し出た。同裁判所は8月30日に起訴前現地検証にかかわって証拠保全を決定し、陸軍大臣に同決定正本を送付。本事件のその後は不明だが、当初の立待堡塁建築地付近から谷地頭方面への土砂流下は多かったとみてよい(＜陸軍省大日記＞中『明治三十二年九月 壹大日記』省第10号所収)。資料2参照。

(2)防禦營造物敷地収用・管理替えと植生及び樹木伐採(軍道開通等)

①軍道第一部開通工事(1897年7月建築着工許可、汐見町より御殿山東麓谷合まで) 敷地収用地は計11町5反余(北海道庁管理)、陸軍省は内務省への照会を経て同9月に土地の管理替えが許可される(水道管の移転、敷地収用地内樹木合計17,222本、内訳は下記)(＜陸軍省大日記＞中『明治三十年自九月伍大日記』工第17号所収)。

官有宅地(収用地約5反) 杉256本、松361本、雑木861本

招魂社添地(収用地約1町) 杉343本、松1,128本、雑木1,862本

保存林(収用地約9町、一筆371町) 杉4,723本、松3,369本、雑木4,319本

◎築城部は同年11月に同開通工事に「支障」を来たす樹木の売却を決定し、陸軍省は許可(＜陸軍省大日記＞中『明治三十年十一月 伍大日記』築第8号所収)。1897年9月築城部条例制定。

杉(根回り1尺以上) 431本 官有財産簿の価格計43円余 売却予定価格計693円余

松(根回り1尺以上) 534本 官有財産簿の価格計37円余 売却予定価格計16円余

雑木 2,130本 官有財産簿の価格計81円余 売却予定価格計31円余

②築城部は1898年8月に、御殿山第二砲台交通路線路内樹木を売却決定

杉(根回り1尺以上) 84本 売却予定価格計693円余 売却価格68円余

雑木 178本 売却価格7円余

(＜陸軍省大日記＞中『明治三十二年自一月至六月 伍号編冊』所収)

③築城部・陸軍省は1898年4月に、北海道庁・内務省への照会を経て、立待岬の官有地6町余の保安林(所有主北海道庁、樹木を含む)を管理替えし、防禦營造物敷地(電機灯)にする。同地域内には住吉町68番の民有地があり、また、住吉町漁業者149名の沿海の魚場があった。そのため、道庁は同漁業者が一朝風波の際には通行を許可すること、建築上に支障ない樹木は水源涵養上のために伐採しないことを請求し、陸軍省も同意した。

収用地の地価 100坪につき16円、計3,209円余。

収用地内樹木 杉(根回り1尺以上) 500本、単価10銭 計50円

松(根回り1尺以上) 263本、単価5銭 計13円15銭

(＜陸軍省大日記＞中『明治三十一年四月 伍大日記』築第8号所収)

- ④築城部は1897年12月に道庁に対して函館山内官有保存林67町余を防禦營造物砲台敷地(薬師山砲台)として樹木とともに管理替えを照会した(収用地の地価 100坪につき16円)。翌1898年2月に道庁は了承し、かつ、同区域内に介在する民有社地124坪も共に神職・総代人から寄付の願い出が出された。当初同民有社地は「薬師堂」と記載されていたが誤記とされ、「函館山神社」(無格神社地)が正しく、「薬師堂」はその建築物名称であるとされた(内務省社寺局からの照会、陸軍省副官の6月20日回答)。内務省は同社の道庁引渡しと陸軍省への管理替えを了承し、陸軍省は7月8日に築城部に受領すべきことを指令(＜陸軍省大日記＞『明治三十一年七月 伍大日記』築城第4号所収)。

収用地内樹木 杉(根回り1尺以上) 643本、単価10円 計6,430円
杉(根回り1尺以下) 30本、単価20銭 計 6円
松((根回り1尺以上) 52本、単価20銭 計 10円40銭
松((根回り1尺以下) 92本、単価10銭 計 9円20銭

- ⑤1898年函館区会決議 砲台敷地に民有地(函館区共有地、元町75番地、水道用地、地積3,363坪余、地時価評定価格1,681円余)を陸軍省に寄付 北海道長官からの申し出と内務省の了承回答を経て、陸軍省は同年4月20日に築城部に受領を指示した(＜陸軍省大日記＞中『明治三十一年四月 老大日記』府第28号所収)。

- ⑥1902年函館山国有林下戻しをめぐる行政訴訟判決 1900年3月に北海道厚田郡望来村(当時)の住民1名(植樹者の子孫)は函館区函館官林字杉原(当時)の国有林の下戻し(同官有地11,457坪余及び同所所在杉樹の半数1,667本)を内務省に申請したが、同省は翌年2月19日に「難聞届」と指令した。これに対して同住民(原告)は内務省(被告)に対して同指令取消し行政訴訟を提起し、1902年6月5日に行政裁判所(評定官は裁判長・山脇玄評定官他4名)は、杉樹の半数1,667本を原告に下戻しすること、しかし官有地自体の下戻しに関する原告請求は相立たずという判決を下した(＜陸軍省大日記＞中『明治三十五年七月 老大日記』府第12号所収)。これにより内務省は同判決を北海道庁と陸軍省に連絡した。北海道は1902年10月25日付で陸軍省に対して、道庁より陸軍省に砲台敷地として引き継いだ(1898年5月)地積8,146坪余内の杉木467本の半数を上記住民に下戻ししなければならないが、樹木の官民分別・伐採方法については官林の分の処理と同時に便宜上同庁において取り決めて執行したい照会した。同照会に対しては、陸軍省は道庁の来意を築城部本部に通知・照会した結果、同本部は11月24日付で、築城部函館支部と打ち合わせの上道庁において引渡しを取り計らうようにしてほしいと回答し、同回答は陸軍省から12月3日に道庁に回答され、杉木の引渡しがすすめられた(＜陸軍省大日記＞中『明治三十五年十二月 老大日記』府第2号所収)。

- (3)要塞動員計画 拙稿「要塞地帯法の成立と治安体制(Ⅲ)」北海道教育大学紀要(人文科学・社会科学編)第52巻第1号、2001年9月、**資料2** 参照。

- (4)要塞防禦計画と戦備執行 遠藤芳信「近代日本の要塞築造と防衛体制構築の研究」(平成13~15年科学研究費補助金 研究成果報告書)、2004年3月、**資料3**、拙稿「要塞地帯法の成立と治安体制(Ⅳ)」北海道教育大学紀要(人文科学・社会科学編)第52巻第2号、2002年2月、**資料4** 参照

3 函館要塞と国際化する函館地域社会

- (1)1897年に脇喜之助・納生盛荘は寒川における金銀銅鉱試掘を北海道庁に出願し、支障の有無を照会した。道庁は函館山の将来使用を見込み、該地の鉱山採掘は支障なきを期しがたいと考え、念のため、陸軍次官に照会したが、陸軍省は「函館港防禦工事」の施設内地点であるとして不許可を3月30日に回

答した(<陸軍省大日記>中『明治三十年三月 壺大日記』府第 30 号所収)。

(2)函館山下海浜における落石拾取

①函館船渠株式会社(現・函館どつく) 道庁は 1900 年 10 月 16 日に、函館船渠株式会社が寒川附近の陸軍省用地区域内海浜における落石拾取を願い出たとして、同願い出を陸軍省に申し出た。同申し出の前に道庁は本件を築城部函館支部に照会したが、同支部は支障なしという判断をもっていた。陸軍省総務局は築城部本部の意見を求め、同本部は同年 11 月 5 日に総務局宛に、石材拾取の結果同区域内の崩壊が来たさないように注意し、掘採は許さない、許可期限内においても陸軍省の都合により拾取停止や許可取消があるが、そのための損害発生は一切賠償しないと条件をつけることを回答した。これを受けて、陸軍省は 11 月 12 日に函館船渠株式会社宛に許可を指令した(総務長官決裁、許可期間は同年 11 月 21 日より 1901 年 11 月 20 日まで、築城部本部がつけた許可条件を心得ること)。(<陸軍省大日記>中『明治三十三年十一月 壺大日記』府第 6 号所収)。函館船渠株式会社は 1903 年にも陸軍省に願い出た。それによれば、まず、同社は敷地拡張のために海面埋立て工事をすすめてきたが、同工事使用の割栗石が多数必要とされると述べられている。その上で、「[上略]当地近傍ノ石材ハ大概当区ニ於テ先年築港用ニ使用シ目下石材不足ノ現況ニ有之甚タ苦慮罷在候前記御管轄地内ニハ先年築港用トシテ伐採ノ俣不用ニ属シ居候モノ其他海浜ニ打揚候モノ等有之右ハ当社敷地埋立用材料ニ適当ト奉存候ニ付テハ同地所内ノ海岸波打際ヨリ平均式間以内ノ個所ニ於テ三寸以下ノ落石ヲ本年九月ヨリ来ル明治三十七年九月迄一ヶ年間拾取方御特許被成下度[下略]」(函館船渠株式会社専務取締役園田実徳の 1903 年 9 月 23 日付の陸軍大臣宛「御願」)とされている。道庁は同社の願い出を 10 月 1 日付で陸軍省に進達し、築城部本部も支障なしの意見を回答し、陸軍省は 10 月 21 日に同社に許可を指令した(大臣決裁、許可期間は 1903 年 11 月より 1904 年 10 月迄、許可条件は 1900 年 11 月 12 日の指令と同じ)。(<陸軍省大日記>中『明治三十六年十月 壺大日記』府第 15 号所収)

②函館水産組合 昆布養殖試験用のための下落函館山石拾取 1904 年 9 月 10 日付で許可(当初、昆布の種石付着は 2 年間かかるとされていたが、激浪のための流失・埋没のために 3 年間以上を継続しなければ効果が現れないとされている)。1905 年も事業継続(立待岬より山背泊町字尾花岬までの沿岸に散在する落石重量 1 貫目以下を 4 万個、同年 8 月に拾取)するとして、同年 7 月 2 日付で陸軍省に願い出た(7 月 7 日付で道庁は陸軍省に副申)。陸軍省は 7 月 22 日に同組合に許可を指令(拾取期間は 8 月 1 日より 40 日間、石材拾取の結果同区域内の崩壊が来たさないように注意し、掘採は許さない、拾取は要塞司令部の指揮を請うこと)。(<陸軍省大日記>『明治三十八年七月 壺大日記』県第 1 号所収。同組合は天候不良により拾取着手が遅れ、9 月に 30 日間の期間延長が認められた)。1906 年(床地拡張)は落石の重量 500 匁大を 5 万個拾取(採取場所は築城部本部の指揮を請うこと、8 月 9 月)。1907 年は落石の重量 500 匁から 1 貫目大を 5 万個拾取(8-10 月)。1910 年は 1907 年同様の重量・個数の落石拾取を許可されたが、許可条件として、「地盤ノ保安上拾取スヘキ個数ヲ減少セシムルコトアルヘシ」が加えられた(8 月 30 日の陸軍省指令)(<陸軍省大日記>中『明治四十三年九月 壺大日記』県第 17 号所収)。*投石による昆布漁場造成は 1863 年(文久 3)に日高・沙流海浜で実施された。道南では、亀田郡水産組合(1887 年頃から、釜谷・石崎、銭亀沢、志苔、根崎等、折昆布生産地)、湯ノ川人工礁(1891 年)、佐原人工礁(1897 年)が実施。函館水産組合は大森浜人工礁(当時、大森町字高森金堀川沖合より新川沖合の沖出 200~300 間、水深 15~20 尋) 田澤伸雄『北海道昆布漁業史』23—24、96-97 頁、1990 年、参照。

③その他

(3)軍機保護法(1899 年法律第 104 号)・要塞地帯法(1899 年法律第 105 号)下の函館要塞と市民生活

—国際化の中の函館要塞と外国人—

- ① 1902年(明 35)6月3日 イギリス軍艦艦長の函館要塞立ち入り事件 拙稿「函館山要塞の地図について」函館市史編さん室編『地域史研究 はこだて』第35号所収、**資料5** **資料6** **写真21**参照。
- ②1905年(明 38)5月24日 アメリカ人女性2名(52歳と34歳、当時、元町所在の遺愛女学校に居住)は、函館要塞司令官の許可なくして谷地頭町八幡社境内外1ヶ所で函館要塞地帯内に属する陸地形状の一部を自己の所持する写真機で撮影したとして、要塞地帯法違反事件として函館要塞司令部の憲兵からの告発を受け、取調べの結果、54歳の女性は5月27日に函館地方裁判所に起訴された(34歳の女性はたんなる同行者で不起訴)。**6月3日(本人欠席)に判決罰金3円を言い渡された**(<陸軍省大日記>中『明治三十八年六月 壺大日記』省第21号所収)。***写真22**等は遺愛100年史編集委員会編『遺愛百年史』91-96、111-118、326—327頁、1987年、参照。
- ③1906年6月14日 中国人男性(33歳、札幌農学校学生)は、当時の函館駅海岸棧橋上において函館要塞地帯内の函館港水陸の一部を撮影したとして、要塞地帯法違反事件として函館憲兵分隊は身柄送致し、捜査した結果、同本人は札幌から上京の途次において要塞地帯内と気付かず娛樂上撮影した事件と判明し、同月に不起訴とされた(<陸軍省大日記>中『明治三十九年六月 壺大日記』省第33号所収)。
- ④1907年6月26日 **ロシア人女性(50歳、函館港繋留のロシア船アムール号船長の母親)**は函館要塞地帯内(葉師山砲台中腹)を徘徊し函館港内及び対岸を録取したとして憲兵に確認・引致され、取調べと秘密捜査をうけた事件。しかし、録取したとされるのは「油絵」(縦5~6寸、横4~5寸、駒ヶ岳付近の山岳及び海面と砲台中腹の杉の立木2~3本及び根元の岩を描画)であって砲台その他の営造物を模写したのではない、本人登山場所は第一要塞地帯内ではあるが「何人モ出入シ得ル区域ニシテ砲台其他ノ防禦営造物ニ入りタルモノニアラサル」ことによって本人行為は軍機保護法違犯罪を構成せず又要塞地帯法に抵触する廉なしとされ、函館地方裁判所は同年7月4日に不起訴処分を決定した。当時の要塞司令官は絵画内容等からみても不起訴処分にしても遺憾なしとみていたようであるが、一般的には「疑念」を起こさせる事情もあったようである。これについて、アムール号(絶東汽船株式会社所有船、海軍予備士官41名が株主、船舶はロシア政府所有の旧船8隻を払い下げられたものの1つで10年賦で代金を支払う、船長は日露戦争中にロシア海軍運送船・アルゲン号の航海長<海軍中尉>を勤め、戦後は予備役に編入し、同社の通信事務員を勤め、1906年11月15日よりアムール号の船長を命じられ、同年12月4日に小樽港で同船に乗り込む)は、修繕のために1906年12月末に函館に廻航し、1907年1月より函館船渠株式会社に修繕を託し、5月17日に落成した。しかし、修繕料と立替金の残額34,500円を支払うことが出来ず出港できなかつた。また、同船長の母親は、カスピ海のバーク港で語学教授の私塾を開いていたが(英仏独伊語は自国語と同様に使用できる)、胃病を患っていた。それで、船長は摂養のために函館滞在をすすめ、母親は1907年2月に函館に来着し、同船に宿泊していた。同母親は夜間の不眠防止のために必ず昼間は上陸して山に散歩することを日課とし(時雨風雪を問わず)、砲台下の森林を徘徊し、時には草花を摘み、書物を読み、あるいは遠方への在地人に書簡を認めていたとされる。また、函館来着後は日本語も学んでいたと供述したとされる。この結果、函館地裁は7月4日に、「**同社ノ組織及船長ノ前職等ヨリ見レハ被告人婦人ナカラモ或ハ露国間諜ノ任務ヲ帯ブル者ニアラサルカノ疑ヲ起スヘキモノナレトモ**」、アムール号所有の同社は内部の経営困難をかかえ、同船修繕料等を支払うことができず、**同船国籍証書の税関預かり「領収書」を函館船渠株式会社に担保として渡していることにもとづけば、故意に修繕料延滞に託してぐずぐず日を過ごしているとは認めがたく**、また、母親の供述は淡白で飾りが無いので本人と同船長の供述のごとく病氣療養の目的をもって散策していたと認めることは不適當ではないと判断し、不起訴処分に至ったと司法大臣に報告した(<陸軍省大日記>中『明治四十年七月 壺大日記』省第40号所収、「函館地方裁判所検事局 日記 第三三三三」写し参照)。

資料 1 年表

区分	年代	政治・経済・社会	文化	世界
明治時代	1868明治元	戊辰戦争。五箇条の誓文。五榜の揭示。江戸を東京と改称。政体書	68 神仏分離令(鹿仏毀釈おこる)	70 イタリア統一完成
	1869 #2	版籍奉還。天皇東京へ移る。開拓使設置	69 東京・横浜間に電信開通	71 パリ・コミュン成 立宣言。台湾島民、宮 古島民殺害
	1871 #4	えた・ひにんの称廃止。新貨条例。鹿藩置県。 日清修好条規調印。岩倉使節団欧米派遣	70 平民の苗字使用許す	73 朝鮮、閔氏、政治の 実権にぎる
	1872 #5	田畑永代売買解禁。学制制定。徴兵告諭	71 「安愚楽鍋」	75 清、西太后実権掌握
	1873 #6	徴兵令。地租改正条例。征韓論争	72 新橋・横浜間鉄道開 通。福沢諭吉「学問ノ ス、メ」。太陽暦採用	76 ヴィクトリア女王、 インド皇帝就任
	1874 #7	板垣ら民権議院設立建白書。佐賀の乱。土佐立 志社。台湾出兵。屯田兵制度	73 明六社結成	77 露土戦争(~78)
	1875 #8	樺太・千島交換条約。江華島事件	75 福沢諭吉「文明論之 概略」	79 清、日本の琉球占領 に抗議
	1876 #9	日朝修好条規調印。廃刀令。秩禄処分。神風連 ・秋月・萩の乱。地租改正反対一揆	76 札幌農学校創立	80 朝鮮、元山開港
	1877 #10	西南戦争。片岡健吉ら立志社建白	77 東京大学設立。博愛 社創立(日本赤十字社)	81 清とロシア、イリ条 約改訂
	1878 #11	竹橋事件	79 植木枝盛「民権自由 論」	82 独逸伊の三国同盟。 朝鮮、壬午軍乱
	1879 #12	沖縄県設置。東京湾渡差観音崎砲台築造	82 東京専門学校創立。 「自由新聞」。中江兆 民訳「民約訳解」	83 フランス、ヴェトナ ムを保護国とする
	1880 #13	爱国社、国会期成同盟に。集会条例。国会開設 上願書提出	85 硯友社結成。坪内逍 遙「小説神髓」	84 清仏戦争(~85)。 朝鮮、甲申政変
	1881 #14	開拓使官有物払い下げ事件。明治14年の政変、 国会開設の勅諭。自由党結成	86 徳富蘇峰「将来之日 本」。大井憲太郎「時 事要論」	85 清仏、天津条約
	1882 #15	軍人勅諭。日本銀行開業。福島事件	87 民友社創立。二葉亭 四迷「浮雲」。東京音 学学校・東京美術学校 設立	86 英、ビルマ併合
	1884 #17	群馬事件。華族令。加波山事件。自由党解党。 秩父事件	90 森鷗外「舞姫」。教 育勅語発布	91 露仏同盟。シベリア 鉄道(~1916)
	1885 #18	天津条約調印。大阪事件。内閣制度発足	92 「万朝報」	94 朝鮮、甲午農民戦争
	1887 #20	大同団結運動。三大事件建白運動。保安条例	98 日本美術院設立	96 第1回オリンピック。
	1888 #21	市制・町村制公布。枢密院設置	00 女子英学塾開校	97 朝鮮、国号を大韓と あらためる
	1889 #22	大日本帝国憲法・衆議院議員選挙法・貴族院令 公布。		98 ドイツ、膠州湾租借。 ロシア、旅順・大連租 借。米西戦争。アメリ カ、ハワイ併合
	1890 #23	民法典論争(~92)。府県制・郡制。第1回帝 国議会開会		00 義和団事件
	1891 #24	大津事件。田中正造、足尾鉾毒問題を議会で追求		
	1894 #27	日英通商航海条約調印。日清戦争(~95)		
	1895 #28	下関条約調印。三国干涉		
	1898 #31	憲政党結成。隈板内閣成立		
	1899 #32	日英通商航海条約など改正条約実施		
	1900 #33	治安警察法。立憲政友会結成		
	1901 #34	官営八幡製鉄所操業開始。社会民主党結成。田 中正造、足尾鉾毒問題で天皇に直訴	01 国木田独歩「武蔵 野」。与謝野晶子「み だれ髪」。高峰譲吉、 アドレナリン発見	01 清、北京議定書
	1902 #35	日英同盟調印	03 小学校教科書の国定 化。平民社結成	04 英仏協商。第2イン ターナショナル(片山 潜参加)
	1904 #37	日露戦争(~05)。第1次日韓協約調印	04 与謝野晶子「君死に 給ふこと勿れ」を「明 星」に発表	05 ロシア、第1次革命 はじまる
	1905 #38	ポーツマス条約調印。日比谷焼打ち事件。第2 次日韓協約調印。韓国統監府設置	06 島崎藤村「破戒」。 夏目漱石「坊ちゃん」	07 ハーグ密使事件おこ る。朝鮮の抗日義兵闘 争激化
	1906 #39	日本社会党結成。鉄道国有法	07 義務教育6年制	11 中国、辛亥革命
	1907 #40	ハーグ密使事件。南満州鉄道株式会社開業。第 3次日韓協約	10 「白樺」。柳田国男 「遠野物語」	12 中華民国成立
	1908 #41	戊申詔書発布	11 青鞞社結成	14 第一次世界大戦開始
1910 #43	大逆事件。韓国併合。朝鮮総督府設置	12 第5回オリンピック 初参加	14 パナマ運河開通	
1911 #44	日米新通商航海条約調印(関税自主権確立)		17 アメリカ参戦。ロシ ア10月革命	
1912大正元	第1次護憲運動おこる		19 朝鮮、三・一独立運 動。中国、五・四運動	
1913 #2	大正政変			
1914 #3	シーメンス事件。第一次世界大戦参戦			
1915 #4	対華21か条要求			
1917 #6	金輸出禁止。石井・ランシング協定成立			

この館蔵本は築造工事と備付工事

監部は廃止された。兵器本廠には検査官が新設配置された。兵器本廠の検査官は、兵器監部の検査官の職務を継承するが、さらに兵器廠購買にかかわる兵器材料の検査の管掌が加えられた。そして、兵器本廠長は、要塞の備砲工事および要塞所在地の軍隊官衙学校所要兵器の支給交換に関しては、当該要塞司令部部員の砲兵科将校（上記1903年要塞司令部条例改正第10条参照）が指揮すると規定された。以上の1903年陸軍兵器廠条例改正に対応し、同年5月陸達第43号兵器取扱規則改正がなされた。そこでは、要塞備付兵器等の保管責任者を要塞司令部部員砲兵科将校と規定した。要塞司令部部員砲兵科将校は、要塞砲兵隊が要塞備付兵器（弾薬をのぞく）を使用するときには、当該兵器の受授に際して、精密な検査を行い、また、必要な場合は随時検査を実施し、返納兵器受領に際して、修理・手入れが不十分のときにはその復行を要求することができると規定された。つまり、陸軍兵器廠条例改正によって、兵器の購買、貯蔵、保存、修理、支給、交換、検査、要塞の備砲工事にかかわる兵器管理行政の一元化がすすめられ、要塞備付兵器の保管、使用・返納等の手続きの指揮系統も一元化された。

8 函館要塞の築造と要塞動員計画

(1) 薬師山砲台竣工と立待崎保壘建築位置変更

1897年11月に函館要塞砲兵大隊が設置された（1907年10月に函館重砲兵大隊と改称される）。また、函館要塞司令部は1900年5月23日に函館要塞砲兵大隊構内に設置された。当時、函館要塞司令官は函館要塞砲兵大隊長と兼任であり、1903年要塞司令部条例改正によって専任体制になった。

函館要塞における主防衛営造物としての砲台・保壘の建設は、薬師山砲台（標高252メートル、1898年6月着工、1899年10月竣工）の建築から開始され、御殿山第1砲台（標高332メートル、1900年10月竣工）、御殿山第2砲台（標高292メートル、1901年2月竣工）、千丈敷砲台（標高290メートル、1901年1月竣工）、立待崎保壘（標高93メートル、1902年10月竣工）が作られた。備砲の据付け工事は、薬師山砲台（15センチ臼砲4門）が1899年11月から着手され、1900年4月に落成した。⁽¹⁾ その後、御殿山第1砲台（28センチ榴弾砲4門）、御殿山第2砲台（28センチ榴弾砲6門）、千丈敷砲台（28センチ榴弾砲6門、15センチ臼砲4門）の備砲の据付け工事は1902年11月までに完了した。その他、1903年3月までに、観測所（立待、高龍寺山、穴澗）、電灯所（穴澗、立待）、火薬本庫（水元谷）、弾薬本庫（水元谷）、糧秣本庫（水元谷）、兵舎（水元谷）、等が建築された。

ところで、まず、砲台建築直後の諸施設の建築構造的耐用状況はいかなるものであったか。

函館要塞司令官村松雋は、薬師山砲台竣工の1年後、「明治三十三年十二月定期検閲報告」を作成し、1900年12月26日付で第7師団長から陸軍大臣に提出された。⁽²⁾ それによれば、薬師山砲台については、「掩蔽部穹窿ノ外背ト積土トノ接際間ヨリ積土層ヲ浸透セル水分漏出セルノ形跡アル如キ又比頓体上表ヲ塗布セル比頓塗料ニ若干ノ亀裂ヲ生シアルカ如キハ本道寒威ノ感応ニ起因セルモノノ如シ」「本年一月ヨリ四月ニ亘リ寒威酷烈ノ為メ地層ノ外皮若干厚一寸二尺及三尺ニ凍結シ之カ為メ内部ニ於ケル地層ノ水分漸ク滯溜シ殊ニ地下構造物ノ外背ニ滲漸スル水ヲ排除スベキ水道（凹稜ヲ通シテ外部ニ放水スルモノ）并ニ放水口即チ前面壁ニ装置セル鉄管製堅樋ノ内部凍塞セル為メ其内方ニ停滞スル水ハ脚壁等ノ細微ナル罅隙ヨリ滲出スルカ否ヲサレハ自然上層ノ積土ヲ膿解スルノ外道ナキヲ以テ遂ニ地層ノ抱合ヲ分離シ之カ為メ温暖ノ候ニ至リ外皮ノ凍結未タ全ク融解セサルニ先キ微量ナル降雨ニ逢フモ忽チ積土ヲ崩壊スルニ至ル其他凍結ノ結果地層ノ内部膨脹シテ威大ノ力ヲ顕シ被覆壁ノ如キ固体ヲ圧出セントシ之カ為メ被覆壁ハ冠石ヲ扛拳シ或ハ被覆壁面ニ罅裂ヲ生セシムル等ノ現象アリトス尚ホ山上ハ常ニ風強ク付近ノ降雪ヲ吹き散シ其吹雪ハ尽ク凹所ニ堆積シ為メニ砲坐壘道及巡邏路等ハ雪ヲ以テ填塞ス而シテ之ヲ排除スルモ一夜ニシテ前景況ニ復スルヲ常トス又夏

季ニ在テハ時々濃霧ヲ以テ砲台ノ全部ヲ覆ヒ展望ヲ遮蔽シ且ツ地下構造物ニ浸入シ穹頂及壁面ニ触ルモノハ水滴ト化シ室内ニ浸湿スルコト甚タシ「現時寒防法トシテ地下構造物前塁道ノ上部ハ木材ヲ以テ掩蓋ヲ設ケ地下構造物外背ノ排水口及堅樋ハ筵ヲ以テ包围シ又被覆壁ノ上部冠石及其他ノ要部ハ尽ク筵ヲ以テ包庇セリ」と報告されている。

ここで、「比頓」（仏語の *béton*、ベトン）とはコンクリートであるが、特に冬季における地層凍結等による水分滞留や地下構造物への滲漸、被覆壁面の罅裂発生、積雪、夏期における濃霧発生と地下構造物の水酸化等がリアルに報告されている。もともと、要塞の砲台等の建築物は、人間が居住する環境を無視し、居住地域から離れた未踏の岬や離島等に設置されたわけであるから、環境的に悪条件になるのは当然であったが、函館要塞の場合は、特に防寒・排水対策が容易でなかったのである。

つぎに、立待保壘の建築位置変更がある。³⁾ 当初、同保壘建築位置は千丈敷砲台の東北方低地で谷地頭の南方の地点に選定されていたが、築城部本部長石本新六は1901年6月24日付をもって陸軍大臣に変更の伺い書を提出している。それによれば、千丈敷砲台の建築当時、除土より生じた捨土を地形上前方に放捨していたが、その後、「降雨アル毎ニ多量ノ土砂谿間ヲ流下シ種々防護ノ策ヲ施セシニモ不拘終ニ山麓民有ノ土地ニ迄若干侵入シ從テ人民ノ苦情一方ナラス然ルニ今回規定地ニ一保壘ヲ建築セハ地形ノ關係上一層ノ苦情続出可致ハ勿論保壘位置ノ利害ニ関シテモ同地点ハ後方一帯ノ山斜面頗ル急峻ナルヲ以テ保壘ノ背後ニ急斜面ヲ負ヒ敵弾ニ対シ危険不尠ノミナラス尚工事上ニ於テモ困難ノ場合有之從テ費用モ亦意外ニ多額ヲ要スル見込ニ有之候」と同地点選定の難点が指摘されている。もともと、上記のように、要塞の砲台等の建築は、未踏の岬等の原野・丘陵等を掘削・排土し、人工的に改作するわけだが、工事にともなう排土処理などを一貫してすすめなければ、多大な危険物をかかえこんでしまう。函館要塞の千丈敷砲台築造にあたっては、排土処理をめぐって、山麓民有地に損害をあたえているが、他の要塞地域で民有地に隣接する場合は、同様な損害発生の可能性があったと考えられる。

築城部本部長は、変更位置として、千丈敷砲台の東南方約500メートルの地点（立待崎電灯所の比隣で標高95メートル）に移したいと述べている。その理由として、同地点は、函館地境の掃射ならびに函館山東北面瀕海側防の目的を達することにおいて劣るところがないこと、敵眼を遮蔽することができること、民有地になんら顧慮することがないこと、工事が容易で費用を節約できること、立待電灯所に隣接するために平時の監視上において大いに便宜であることが強調されている。

以上の築城部本部長の立待保壘の建築位置変更の伺いに対して、陸軍大臣は7月2日付をもって参謀総長に同位置の変更の協議をしたが、参謀総長は異存なしの回答を発した。そして、陸軍大臣は、7月12日付をもって、①第7師団長、兵器監、砲兵会議議長、工兵会議議長、築城部本部長に対して、立待保壘の建築位置変更を内達し、②参謀総長には、立待保壘の建築位置変更を通牒し、さらに、③砲兵会議議長、工兵会議議長に対しては、築城部本部長の伺いの件を審議するために合同会議を開くことなどを内達した。

その後、工兵会議議長は、砲、工兵会議の合同会議の審議報告として、7月22日付をもって陸軍大臣に「函館要塞立待保壘建築ノ件覆申」を提出した。それによれば、①保壘直前の死角内の地は保壘設置の機関砲をもってすべて射撃することが必要であるだけでなく、主砲砲坐の頂斜面もできるだけ急傾斜をつけて死角を減少しなければならない、②塁道背後の斜面頂は山背を削載してあるので、遠くの外海の敵艦に著明な目標を与える不利があるとされている。そのため、修正要領として、①加農砲坐の両翼にある歩兵胸壁には機関砲各4門を配備できるようにし、左翼歩兵が踏んで登るために設けた階段の一つを斜坂にすること、②塁道背後の斜面をさらに急峻にするか、あるいはその他の方法によって山背を天然の形状として残し、敵の目視を避けることができるようにすること、③加農砲坐の頂斜面の傾度を5分の1にすること、が必要であると強調した。以上の砲、工兵会議の合同会議の審議報告は、陸軍大臣において同報告の通り承認された。

つまり、立待保壘の建築位置変更は、たんなる位置変更にとどまらずに、備砲配備関係や保壘の構造・形状自体の修正をもとめることになったのである。

(2) 函館要塞動員計画の策定

上記のように函館要塞の主防衛営造物の築造や要塞司令部設置のなかで、函館要塞動員計画はどのように策定され、どのように戦闘が想定されていたか。

第一は、函館要塞の動員目的である。1899年12月の参謀総長の上奏によって裁可された「三十三年度各要塞動員計画書」中「第七師団長ニ与フル要塞動員計画訓令」には、「明治三十三年度函館要塞動員ノ目的ハ敵ノ同港ヲ占領若クハ利用スルヲ防止スルニ在リ」と規定されている。⁽⁴⁾ つまり、函館要塞の動員目的は、他の要塞とは異なり、敵の接近・侵入等に対する未然の警戒や防止が明確でなく、積極的な防御を想定していない。ちなみに、他の要塞では、由良、鳴門は「紀淡海峡ニ於ケル敵艦ノ自由航通ヲ杜絶シ且ツ陸地ヨリ来ル敵ニ対シ海正面堡壘砲台ノ背後ヲ掩護スル」とされ、芸予は「敵艦ノ通航ヲ妨害シ」とされ、呉、東京湾、佐世保、長崎は「海軍ノ防御ト協力シ敵艦ノ同軍港ニ侵入スルヲ防止ス」とされ、対馬は「本島ノ防御ヲ持続シ」とされ、下関は「下関海峡ヲ掩護シ本土ト九州トノ連絡ヲ確保スルニアリ」と動員目的が規定されていた。

第二は、要塞部隊の戦時編制である。1899年10月27日の参謀総長の上奏によって裁可された「陸軍戦時編制改正」を基準にすると、要塞部隊は、要塞司令部、要塞砲兵隊、要塞通信員、要塞兵器修理所および要塞病院からなり、要塞防御の必要に応じて、後備隊もしくは野戦部隊を加えることができると規定された。また、要塞所在地の兵器支廠および築城部支部は平時定員をもって当該要塞諸部隊とともに、要塞司令官の指揮下に属し、要塞防御にあてられると規定された。要塞兵器修理所と要塞病院は、従来、毎年動員計画訓令における必要に応じた臨時編制として規定されていたが、本改正において陸軍戦時編制の中に列挙されることになった。

以上の中で、まず、要塞司令部の編制は要塞の大小によって区別され、「大」は東京湾要塞司令部であり、これに準じたものは由良、呉、下関、佐世保および舞鶴である。「小」は芸予、鳴門、長崎および函館であり、上記の6ヶ所の要塞司令部編制よりも完全な各機関をおかないことができるとされた。通信員は通信員長、通信要員および電灯要員からなり、一通信所の要員は平均3名、一電灯所の要員は平均6名とされた。かつ、要塞通信員は要塞司令部直属であることが明確にされ、要塞砲兵隊定員表からのぞかれた。つまり、要塞通信員は、各保壘団もしくは砲台・保壘等に特に配属された者にかぎりその砲兵隊指揮官に従属するとされた。

つぎに、要塞病院の衛生部員は、当該要塞の防御に任ずる諸部隊人員の二十四分の一に相当する患者を収容するに適應する人員（定員）を配置し、必要に応じて、定員の外に増加することができるとされた。この人員配置の根拠は下記のように説明されている。すなわち、欧州各国では要塞戍兵の病院設備は、戍兵全員の八分の一に相当する患者を収容できることを目途にしているとされ、日本でも同基準を標準にして諸設備をつくることを至当とする意見もあるとされている。しかるに、この基準と日本との比較であるが、「彼ノ八分ノ一ノ患者ハ四面全ク攻囲セラレ守城数旬ノ久シキニ亘ル場合ニ応スヘキモノナルヲ以テ我が国ノ如キ海岸要塞ニ於テハ景況彼ト多少ノ相異ナルモノアリ且衛生部員不足ノ今日ニ於テ到底彼ト同一ノ比例ヲ以テ衛生部員ノ全部ヲ備フルコト能ハス」とされ、基準値は八分の一のさらに三分の一の二十四分の一におさえたことと強調されている。そして、同配置人員よりも他数の患者が発生した場合には、①一部は戍兵の隊付軍医を兼務させ、②他の一部は、民間の医師・薬剤師およびその他所要の人員を徴用し、衛生勤務に充用すると説明した。⁽⁵⁾ 以上の説明は、ヨーロッパ軍隊の攻守戦闘の相違もさることながら、日本軍隊の要塞防御における人命・傷病対策軽視の思想があることは明白であり、かつ、兵員自体や民間に対する負担過重を求め

るものであった。その後、1901年10月陸軍動員計画令改正においては、要塞病院および対馬警備隊病院および予備病院は、その収容患者数が陸軍戦時編制に示す定限を超過する場合、約50名に達する毎に軍医1名、看護長2名および看護卒（看病人）10名を増加し、また、100名に達する毎に薬剤官と計手および磨工各1名を増加するとされた（第128条）。

さて、函館要塞の戦備部隊はどのように編成されたか。1900年11月22日の参謀総長の上奏によって裁可された「明治三十四年度要塞動員計画訓令」中「明治三十四年度要塞戦備部隊一覧表」には、要塞の戦備を「甲戦備」（敵の本攻に対する時）と「乙戦備」（敵の艦隊の攻撃に対する時、陸戦隊ならびに軍艦に搭載してきた小部隊の陸兵が攻撃に参加する場合を含有する）に区分しているが、函館要塞の戦備部隊は、「甲戦備」と「乙戦備」においては同一であった。⁶⁾ つまり、要塞動員における防御戦備の想定が単純化されているが、上記のような積極的でない防御計画に対応したものであろう。ちなみに、「甲戦備」と「乙戦備」はともに、函館要塞司令部、函館陸軍兵器支廠、築城部函館支部、後備歩兵第5連隊、後備歩兵第17連隊本部及第一大隊、第二師団後備騎兵第1中隊の半小隊、函館要塞砲兵大隊、第二師団後備工兵第1中隊の1小隊、函館要塞通信員、函館要塞兵器修理所、函館要塞病院、とされている。

第三は、函館要塞の備付兵器である。交戦時所要の兵器定数を規定した兵器表（1900年3月27日陸軍省送達送丙第68号兵器表改正、兵器表乙号第9号）における「函館要塞備付兵器支廠保管兵器表」によれば、つぎのようになっている。なお、「加」は加農砲、「榴」は榴弾砲、「臼」は臼砲の略字である。

	海岸砲	機関砲	堅鉄弾	榴 弾	榴霰弾	霰 弾
弁天	24加4	2	280	400	40	
御殿山西北框舎		4				
御殿山第一	28榴4		680		40	
同東方	9加4	4		960	1360	80
薬師山	15臼4	3		800	320	
御殿山第二	28榴6	4	1020		60	
千丈敷	28榴6	3	1020		60	
	15臼4			800	320	
谷地頭村南方	9加4	4		960	1360	80

この中で、弁天は海堡として、海正面に対する戦闘（軍艦の舷側を射撃）を目標にして配備計画されたものであるが、御殿山西北框舎とともにまもなく建設中止になった。また、谷地頭村南方は立待崎保壘と称されることになった。ここで、海岸砲の戦闘目標であるが、一般的には、軍艦を目標とし、遠距離射撃に適するものとされている。これに対して、函館要塞の曲射用の28センチの榴弾砲は軍艦の比較的薄弱な甲板に対する射撃に適したものであるが、平射用の9センチの加農砲は速射砲であり、不意に上陸する敵の近接攻撃防止用として配備されたものと考えられる。また、曲射用の15センチ臼砲は陸正面防御用として配置されたものであろう。当時、艦隊の艦上重砲と本格的な砲戦をするためには、軍艦の舷側を射撃する28センチ以上の加農砲が4～6門必要とされていたが、そうした砲戦は想定されていない。機関砲は水雷艇等を目標にしたものであり、または保壘砲台の近接防御に配備されたものである。弾丸種については、①榴弾は地上もしくは物体に着達したのち、内部に充填された炸薬の力によって破裂するものであり、主として障害物等の破壊に適するものであり、②堅鉄弾は、榴弾の一種であるが、軍艦の被甲、要塞の防備、砲塔などの強固な物体を侵徹破壊するものであり、③榴霰弾は、内部に多数の丸子を包含し、信管の作用によって空中もしくは

地上での着達時に破裂し、人馬を殺傷するものであり、④霰弾は、近距離防御用に用いるものである。つまり、以上の海岸砲と弾丸種の備付は、弃天の海岸砲建設中止をふくめて、函館要塞動員目的にそって、敵の函館港占領・利用を防止するための近接戦闘を想定した最小限の兵器であったとみることができる。

第四は、戦用衛生材料である。函館衛戍病院は1897年に創設され（当時亀田村に仮設）、1899年に函館要塞砲兵隊内に新築された。1901年1月14日付第7師団長陸軍大臣宛ての戦用衛生材料定期検査報告書進達添付された函館要塞司令官村松雋作成の「明治三十三年十二月戦用衛生材料定期検査報告」によると、戦用衛生材料の制式は新旧混合しているが、保存状況としては、材料格納庫未設置のために病室一室を格納庫代用として使用していることが報告されている。⁷⁾ そのため、格納庫内が狭隘であり、材料の多数は適当に排列することができず、やむをえず、重畳して保存しているとされている。これに対して、村松雋は、衛戍病院長に対して、物品の重畳堆積は上層の重みのために破損を来すおそれがあるので、格納法を改良することを訓示したという。なお、1900年12月調による函館衛戍病院の戦用衛生材料の員数は次のように報告されている。すなわち、要塞医扱定数3（現在数3）、繃帯箱定数5（現在数5）、医療囊定数2（現在数3）、繃帯囊5（定数5）、担架定数15（現在数15）、患者輸送車定数6（現在数2）、天幕定数4（現在数4）、である。

第五は、要塞諸部隊用炊具の制式及び員数である。これは、1899年10月の陸軍動員計画令付録第133条第2項では、要塞諸部隊に要する戦用炊具の定数は別に規定されることになっていた。その後、1901年7月12日付の要塞戦用器材調査委員長黒瀬義門陸軍大臣宛の建議「要塞諸部隊用炊具ノ制式及員数ノ決定」にもとづくものである。すなわち、同建議は10月21日に陸軍大臣において、陸軍動員計画令付録改正案とともに決裁された。⁸⁾ 同建議において注目すべきことは、炊具の制式及び員数がたんに兵員の食事を賄うことから位置づけられているのではなく、要塞防御戦闘の特質・変化を基準にして規定されたことである。すなわち、要塞防御戦闘は要塞内にとじこもった籠城的戦闘に終始するのではなく、遊動戦になることを想定した炊具の制式および員数の規定である。そういう点で、まず、同建議を検討しておく。

同建議は、第一に、要塞諸部隊用炊具としては、野戦部隊乙号炊具定数を採用するとした。ただし、各部隊炊具の約半数は両覆、釣瓶をはぶき、かつ、次の戦用品にかぎって平時屯営と同様のものをもって換用するとした。その戦用品とは、米揚箒、二つ組米洗桶（棕枙綱）、飯運囊、大柄杓、提灯（袋共）、水漉（小絨製）である。この場合、乙号炊具定数は、1組が人員約200名を基準にした定数であり（1食2回焚き）、甲号炊具定数よりも組数が多いとされていた。甲号炊具定数の部隊は、軍司令部、軍兵站監部、師団司令部（以上、各1組）などであった。乙号炊具定数の部隊は、大本营（2組）、歩兵大隊（5組）、騎兵中隊（1組）などであり、該当部隊数としては甲号該当部隊数よりも多い。なお、上記の建議に対して、中村雄次郎陸軍総務長官は以上の戦用品として換用できる品目とその1組の員数を要塞戦用器材調査委員長に照会している。これに対して、要塞戦用器材調査委員長は、①米揚箒（戦用品1組定数2）に対して、換用品の米揚箒は1組員数4、②飯運囊（戦用品1組定数10）に対して、換用品の籠長持は1組員数4、③大柄杓（戦用品1組定数1）に対して、換用品の大柄杓は1組員数1、④提灯袋共（戦用品1組定数1）に対して、換用品の手丸提灯は1組員数2、⑤水漉（戦用品1組定数1）に対して、換用品の水漉桶属具共は1組員数1、⑥二つ組米洗桶（戦用品1組定数1）に対して、換用品の米洗桶（棒共）は1組員数2、と回答した。

同建議は、第二に、炊具の定数は約200人に対して1組とし、要塞砲兵隊の人員に対して算定するとした。この場合、要塞司令部、要塞砲兵補充隊、要塞通信員、同兵器修理所、同病院、築城部支部および兵器支廠のための特別な専用の炊具をそなえず、平時要塞砲兵屯営内のものを応用するとした。ただし、佐世保と対馬にかぎって、同諸部隊用としての炊具1組を要塞砲兵隊の定数中に加えるとした。この結果、上記陸軍動員計画令付録第133条第2項は、要塞司令部、要塞通信員、要塞兵器修理所、要塞病院には特に炊具を

そなえず、平時要塞砲兵屯営用のものを応用すると規定改正された。

要塞戦用器材調査委員は上記のように建議した理由として、要塞諸部隊は要塞に固着して終始動かないということではなく、野戦軍とともに遊動することになったという戦闘の変化を強調している。また、たとえば、野戦軍とともに遊動せずとも、要塞内あるいはその付近において遊動することは免れないとしたことである。それゆえ、要塞諸部隊用炊具も野戦部隊用のものと同様に「運搬容易ノ性能」をもつことが大いに必要であるとした。ただし、要塞諸部隊の全部が遊動することはきわめて稀有で、その一部は要塞内に止まらざるをえないので、炊具の約半数は平時屯営内のものと同様なものを換用させるとした。なお、要塞諸部隊の合計人員は、佐世保と対馬をのぞき、平時要塞砲兵隊定員に比較して少数であるので、平時要塞砲兵屯営内の炊具を応用するとされた。

以上の建議の結果、要塞砲兵隊戦用炊具定数表においては、函館要塞砲兵大隊（人員819名）の炊具組数は4組とされた。ここで、函館要塞砲兵大隊の人員819名は、1899年10月27日の陸軍戦時編制改正（允裁）による「戦時函館要塞砲兵大隊定員表」にもとづくものである。⁽⁹⁾ その819名の内訳は、少佐（大隊長）1、大尉3、中尉（副官）1、少尉23、特務曹長4、曹長5、軍曹<伍長>78（内5は火工掛）、上等兵100、一<二>等卒588、軍医4他12、であった。また、函館要塞司令部は、佐官1（要塞司令官）、大（中）尉（副官）2、下士5（憲兵1、書記4）、兵卒（憲兵4）、軍医1他11の、計24名であった。なお、補充中隊は計141名とされた。

第六は、函館要塞の糧秣補給である。1901年3月14日の陸軍省経理局起案「各要塞策定糧秣補給規画ノ件」においては「要塞策定糧秣ノ補給ハ別命ナキトキハ当該要塞動員発令当日ヨリ実行ニ着手スルモノトス」とされ、「函館要塞ハ総テ中央糧秣廠ニ於テ調弁スルモノトス」と規定された。⁽¹⁰⁾ 陸軍の糧秣廠は1886年3月に設置されたが、1897年3月勅令第28号陸軍中央糧秣廠条例制定によって、陸軍出師準備用糧秣の製造・調弁・度支・貯蔵・新陳交換を管掌し、かつ糧秣に関する試験を実施する機関とされた。陸軍中央糧秣廠は陸軍省経理局長の管理に属し、職員としては主管（長官、一等軍吏）、糧餉官、技師がおかれ、必要な位置に支廠をおくことができるとされた。函館要塞の場合、陸軍中央糧秣廠から調弁される糧秣は、白米、鳥獸魚肉類、梅干、醤油、味噌、大麦、糯（ほしいい）、携帯用缶詰肉、携帯用食塩などがある。また、鉄道輸送搭載計画として、発進地東京（新宿搭載停車場）を発進地として、青森までの鉄道輸送と青森から函館までの船舶輸送（北雄、五洋、錦旗、計1,345トン）の計画がたてられ、動員日数は13日とされた。なお、陸軍中央糧秣廠は1902年1月陸軍糧秣廠条例制定によって陸軍糧秣廠になり、陸軍糧秣廠の廠長（長官）は陸軍大臣に隸することになった。

ところで、要塞は糧秣を集積していたが、それによってささえられる戦闘日数期間はどのようなものであったか、1899年10月陸軍動員計画令付録における「戦用糧秣準備区分表（乙）」によると（付表第四十其二）、函館要塞の要塞糧食庫には、携帯口糧2日分と常食3ヶ月分（他要塞は常食2ヶ月分）とされ、後述する対馬要塞・対馬警備部隊は携帯口糧2日分と常食6ヶ月分と規定されていた。その後、第7師団長が1901年12月4日付をもって、1902年度要塞防御計画訓令付録によって要塞防御用として準備すべきものとして進達した陸軍大臣宛ての糧秣、通信器具材料等の過不足表には、「明治三十五年度函館要塞糧秣全量取調表」が添付されている。⁽¹¹⁾ それによれば、糧秣は携帯と通常に区分されているが、携帯区分の玄米と大麦は各3日分まで、通常区分の塩肉類と干肉類、野菜類と干物類、漬物類と梅干は各3ヶ月分まで集積しているとされている。すなわち、それぞれを1組のセットにすれば、6日間（携帯）もしくは6ヶ月間（通常）をささえることができると想定されている。

「狙撃隊」の戦闘行動イメージがどのようにして作られたかについての詳細は不明である。ただし、戦闘行動イメージとしては、伏兵・奇襲等を混合したいわゆるゲリラ戦に近いといえる。東京湾及び横須賀軍港における陸正面の防禦計画が整備されたのは日清戦争後の1896年4月以降である。⁽⁴⁸⁾ すなわち、彰仁親王参謀総長は1896年4月に「東京湾及横須賀軍港陸正面防禦計画之件」を上奏し、「東京湾及横須賀軍港海正面防禦ハ略ホ緒ニ就キ日ニ其威力ヲ増進シ来リ候折柄独リ陸正面防禦ハ未タ整ハサルハ要塞ノ防禦上彼是権衡ヲ得サル義ニ付今般観音崎及走水方面直接背後防禦ノ為」に二地点に堡壘を設ける等を述べ、その允裁を仰いだ。この参謀総長の上奏が裁可されたか否かは不明であるが、おそらく、日清戦争後の東京湾要塞の陸正面防禦計画の整備のなかで、本防禦計画書に記載されるようになった歩兵の「狙撃隊」の戦闘行動イメージが作られたのであろう。しかし、当時の歩兵の戦闘行動の制式を制定した1898年歩兵操典にはこの種の「狙撃隊」の戦闘行動はもちろん編集・規定されていない。⁽⁴⁹⁾ したがって、甲戦備における歩兵の「狙撃隊」編成はその後の参謀本部・要塞司令部等において大きな議論を発生させるものであった。

ところで、以上の防禦編成に対応する砲兵戦備としては、①砲兵工作作業で、射撃指揮の通信諸設備、観測所の完備新設、その他工兵戦備中で砲兵担任のものはその地区の砲兵隊が実施し、砲兵隊実施が至難なものは工兵作業班が援助するとした。この場合、砲兵工作作業における地区毎の工事場所の工事種類・要領として、たとえば、観音崎地区の千代ヶ崎においては「地区備砲ノ急造肩墻、急造銃架、小隊砲台長小隊長ノ位置ノ設備、視射界ノ清掃、通信設備、遮蔽物ノ設置」(日数第7日)が示されている。他地区・場所の工事種類・要領も千代ヶ崎にほぼ同じで間道の開設・増設などが加えられている。なお、砲兵工作作業用器具が不足する時は、付近民家から徴用すると規定された。②兵備作業は、火砲の振付及び射撃準備は関係砲兵隊が担任し、臨時に編成される特設機関の兵備作業班が火砲弾薬器具材料の運搬を担当し、弾薬の調製は各砲台の弾薬調製所及び弾薬本庫の調製所が実施し、各地区の弾薬補充は臨時に編成される特設機関の弾薬補充班が実施するとされた。

同様に、以上の防禦編成に対応する工兵戦備(甲戦備・乙戦備)は下記のように4期にわけて計画された。なお、乙戦備は第一期までである。

第一期	(防禦配備ハ第七日迄)	海正面諸堡壘砲台ヲ完備ス
第二期	(同 第十四日迄)	陸正面堡壘中地区砲ヲ備フヘキ堡壘ノ砲座ヲシテ少クモ射撃シ得ル如クシ且ツ其観測所及交通路ヲ設備ス
第三期	(同 第二十一日迄)	同上ヲ完備シ及通信網ヲ完備ス
第四期	(同 第二十八日迄)	防禦障地ノ完備即チ歩兵堡壘、框舎、弾薬本支庫、交通路、副防禦ノ設備、射界ノ清掃等

ここで、注目されるのは、砲兵工作作業における「視射界ノ清掃」と工兵戦備における「射界ノ清掃」である(以下「射界ノ清掃」)。「射界ノ清掃」とは、陸地要塞に対する敵の攻囲意図が明確に想定・判断できる戦闘段階で、あるいは海岸要塞の陸正面に対する敵(要塞背後から上陸)の攻撃意図が明確に想定・判断できる戦闘段階で、敵の攻撃行動のための遮蔽物・隠蔽物として利用されうる要塞の周囲・前方の建物・森林等を撤去・移設・消却し、要塞からの射撃のための視界を明瞭にし、射撃効果を高めるための戦備作業である。

「射界ノ清掃」の用語は、ヨーロッパの要塞防禦思想から出てきた用語であるが、⁽⁵⁰⁾ この戦備作業の実施判断は非常に困難であった。

他方、日本では、日清戦争の開戦直前に東京湾要塞の戦備の着手・配兵を指揮していた第1師団長山地元治は1894年7月31日付で参謀総長宛に、東京湾要塞の戦備において緊急に検討すべきものとして、①東京湾要塞の戦備は海軍との協力によって完全な防禦力を高める趣旨にもかかわらず、「陸軍ハ戦備ニ汲々タルモ

12 日露開戦と函館要塞動員

(1) 函館要塞動員と戦備工事

日露開戦前から、軍当局において津軽海峡の警戒・防備の強化が強調された。当時、軍当局は、ロシアの東洋艦隊の増加によって、海岸要塞は宣戦公布を待つことなく砲撃・奇襲されることも想定されうると判断し、陸軍省は開戦前年の12月31日付をもって、第7師団長に対して、函館要塞の海正面第一線の保壘砲台備砲を射撃に支障ないように準備することを指示した。⁹⁰ また、第7師団長に対して、12月24日付をもって、陸軍糧秣廠から函館要塞戦用糧食品として、携帯口糧としての糲79石と他缶詰肉、食塩、通常糧食としての缶詰肉5,291貫他食塩、醤油エキス、梅干を函館要塞司令部に交付し直送すること、12月30日付をもって、玄米3,000石、燕麦1,400石を予備糧秣として交付し直送すること、搗精器20台と醤油エキス製造機械（購買据付共）一式を至急購入して函館要塞司令部に直送すると、を指示した。さらに、築城部本部長に対して、12月30日付をもって、函館要塞の戦用糧秣格納のための仮倉庫（240坪）を建設することを指示した。⁹¹ ただし、糧秣準備計画実況に関する陸軍大臣の下問に対しては、経理局長は1904年1月12日に、函館要塞のための上記の糲、缶詰肉などを戦時規定通り発送準備中であるが、函館要塞用の6ヶ月分、第7師団用の3ヶ月分の通常糧秣を準備する場合は、約36万円が必要であるので、目下の予算内では準備できないことを答申した。⁹²

函館要塞は2月5日に動員下令が行われ、要塞は平時から戦時に移ることになった（動員第1日は2月6日）。これは、沿岸防御を目的にした要塞動員で、函館のほかに対馬、佐世保、長崎、澎湖島の要塞が下令された。なお、東京湾、由良、広島湾（1903年に呉要塞は広島湾要塞と改称される）、舞鶴、下関、基隆の各要塞は、要塞動員よりも軽度の警急配備が下令された。また、同日に第7師団の要塞諸部隊（要塞司令部、要塞砲兵大隊、要塞通信員、要塞病院）の動員下令が行われた。その翌6日には、函館要塞司令部に第8憲兵隊（弘前）から憲兵（下士1名、上等兵4名）が配属された。さらに、開戦直後の2月12日には、ロシア艦隊が津軽海峡西口を徘徊していることへの防備・対応として、第7師団から歩兵1大隊が函館要塞守備のために増加された。

さて、函館要塞の動員において戦備はどのように実施されたか。

第一に、函館要塞大隊は開戦前年12月29日に海正面砲台火砲の排雪とその他戦闘準備のために将校会議を開き、30日には一部将校・下士を除き年末休暇を停止したとされている。1月上旬には諸学校分遣者は戦備のために帰隊を命じられ、帰隊した。15日には、前年に指示された臨時演習召集の予備後備役の下士と兵卒が入隊し、翌16日にこれらの兵員をもって2個中隊を編成し、警急配備の姿勢に入った。動員下令後の2月6日に戦備に着手し（海岸砲台はすでに概ね戦備完了とされ、要員の充員と完備作業及び予後備兵教育が残る）、要塞戦備区域を第一地区（砲台山一帯の地）と第二地区（要塞の背面防備）に設定した。同7日に陸正面戦備着手を命じ、第二地区の戦備は同13日から着手され、14日には各保壘砲台ともに戦備（海正面）が完成したという。第二地区の戦備作業は補助輸卒隊と人夫を使用し、工事を急ぎ、3月7日をもって砲兵戦備は完成し、第二地区戦備景況に関して3月13日に要塞司令官が巡視し、4月20日に師団参謀長が実視した。なお、要塞守備隊区分は、第一地区守備隊に第1、第2中隊、第二地区守備隊に第3、第4中隊（合わせて2分の1を欠く）、総予備隊として第4中隊の2分の1、予備砲兵隊として第3中隊の2分の1、を配置した。⁹³ その後、11月には、専ら、海正面に対する要塞守備隊配置に変更した。

第二に、日露戦争後の1906年9月の築城部本部長榊原昇造の報告によると、まず、戦役期間中に戦備を執行した保壘砲台は、御殿山第一砲台（28榴砲4）、御殿山第二砲台（28榴砲6）、千疊敷砲台（28榴砲6、機関砲2）、立待保壘（9加砲4、機関砲2）、穴澗機関砲砲台（機関砲2）であった。葉師山砲台は戦備を執

行しなかった。同砲台は陸正面の戦闘に対応した砲台であったが、本格的な陸正面戦備を不要視したのであろう。つぎに、戦役期間中に施行された上記の具体的な戦備工事は、要塞動員にともなう臨時の戦備工事（下記の〈第1表〉と〈第2表〉参照）と戦備補足工事の二つに区分された。いずれも工兵業務として実施され、要塞と要塞地帯が戦時に対面した時に、具体的な戦闘行動を想定し、防衛営造物の戦備工事を施行したものである。

〈第1表〉 函館要塞動員工兵戦備一覧表 (海正面)

所在地	種類	員数	幅員	価格	築造年月
水源谷	イ 仮糧食庫	7	297坪	6,086円950	1904年2月
立待	ロ 散兵壕	1	200m	57円820	1904年3月
大森浜	ロ 散兵壕	1	241m	69円400	1904年3月
山背泊町	ロ 散兵壕	1	90m	29円900	1904年3月
立待	ロ 鉄条網	1	124m	144円260	1904年3月
住吉町	ロ 鉄条網	1	667m	721円300	1904年3月
山背泊町	ロ 鉄条網	1	468m	433円500	1904年3月
大森町	ロ 鉄条網	1	1,456m	1,653円600	1904年3月
薬師山	イ 急造哨兵舎	1		7円950	1904年3月
立待	イ 急造哨兵舎	1		7円950	1904年3月
水源谷	イ 急造厠圍	1		17円705	1904年3月
高龍寺山	イ 観測所木製				
立待岬	掩蓋	5		420円000	1904年3月
水源谷	イ 堀井戸	2		510円000	1904年3月
水源谷	イ 当番室	1		78円000	1904年11月
水源谷	イ 洗濯所	1		413円471	1905年2月
水源谷	イ 浴室	1		151円000	1904年5月
水源谷	イ 調理場	1		140円180	1904年5月
宝町	ロ 散兵壕	1	80m	27円200	1904年3月
合計	18点	29		10,970円186	
備考	イ印ヲ冠シタルモノハ全費額ヲ ロ印ヲ冠シタルモノハ使用材料費ノミニシテ労力ハ兵力ヲ以テシタルモノナリ				

〈第2表〉 函館要塞動員工兵戦備一覧表 (陸正面)

所在地	種類	員数	幅員	価格	築造年月
開発	イ 火薬支庫	5	不明	220円000	1904年2月
開発	イ 仮倉庫	4	135坪	1,350円000	1904年2月
公園地	イ 厩舎	9	500坪	6,000円000	1904年2月
公園地	イ 飲馬場	4	延長31間	63円500	1904年2月
司令部構内	イ 仮倉庫	2	60坪	757円800	1904年2月
司令部構内	イ 通信室	1	25坪	445円485	1904年2月
招魂社付近	イ 急増兵舎	38	1,463坪	26,000円000	1904年2月
千代ヶ岱	イ 急増兵舎	47	1,812坪	31,199円900	1904年3月

谷地頭町	イ	要塞病院	19	1,108坪	22,396円000	1904年3月
谷地頭町	イ	病馬厩治療所				
		蹄鉄場	4	87坪	1,151円000	1904年3月
谷地頭町	イ	兵舎	30	937坪	14,420円000	1904年3月
大高森	イ	散兵壕	1	307m	56円900	1904年3月
大高森	イ	天幕設備	1		5円400	1904年3月
柏野	ロ	臨時保壘掩蔽部	20	190m	350円000	1904年3月
亀田	ロ	臨時保壘掩蔽部	30	355m	535円670	1904年3月
亀田	ロ	散兵壕付属掩蔽部	10	40m	125円000	1904年3月
亀田	ロ	散兵壕付属掩蔽部	10	30m	120円000	1904年3月
亀田	ロ	散兵壕付属掩蔽部	10	30m	120円000	1904年3月
大高森	ロ	鉄条網	1	3,000m	2,970円000	1904年3月
亀田	ロ	鉄条網	1	1,650m	1,716円000	1904年3月
柏野	ロ	拒馬堤破壊	1	591坪		1904年3月
合計		21点	248		110,002円655	
備考	イ印ヲ冠シタルモノハ全費額ヲ ロ印ヲ冠シタルモノハ使用材料費ノミニシテ労力ハ兵力ヲ以テシタルモノナリ					

函館要塞は海岸要塞である。海岸要塞の防御施設は、一般的には、背面から上陸した敵や他の陸上地点から進攻する敵の陸正面からの攻撃に対する抵抗・防御のための施設と、敵艦隊との戦闘および上陸企図などに対する対抗・防御のための施設を編成することになっていたが、日本の海岸要塞は陸正面の防御施設を設けたものはほとんどないとされている。⁸⁹ 海正面の防御施設は、宣戦と同時に、あるいはその直前攻撃をうける可能性があるため、保壘・砲台等の基幹的な防御施設は平時から永久設備として築造されたのである。他方、陸正面の防御施設は、戦時における防御の必要性が生じた場合に設けることになっていた。つまり、野戦築城の考え方と同じである。函館要塞の基幹的な諸防御施設は、基本的には海正面の戦闘に対応したものである。

さて、函館要塞動員における戦備工事は、〈第1表〉の函館要塞動員工兵戦備一覧表（海正面）および〈第2表〉の函館要塞動員工兵戦備一覧表（陸正面）に示されるように、海正面と陸正面からの攻撃に対応した臨時の戦備工事であり、海正面と陸正面の双方からの攻撃に対する具体的な戦闘行動と戦場化を想定したものである。特に、1904年3月に執行された、海正面の戦闘に対応した大森浜の散兵壕（240m）と大森町の鉄条網（1,456m）や、陸正面の戦闘に対応した亀田の臨時保壘掩蔽部（30ヶ所）・散兵壕付属掩蔽部（3地点、各10ヶ所）と大高森の鉄条網（3,000m）等の施設工事は注目される。掩蔽部は要塞の補助設備で、砲撃・ガス放出に対して人員・資材を掩護し、持久戦に対応する目的をもち、待機用と棲息用があった。亀田の隠蔽部は、守備隊の火線付近の地表面近くに設けられた待機隠蔽部であり、2月17日の要塞守備隊区分にもとづく防御戦線の配置を構想したものであろう。なお、戦備工事のために民有地を使用し、1905年11月の復旧作業時に借地料として167円余を支払うことになった。⁹⁰

(2) 函館要塞の戦備工事等に対する参謀本部の批判について

日露開戦後、要塞砲兵監部（1898年の監軍部廃止によって教育総監部に組み込まれた）は、部員を函館要塞視察に派遣した。同要塞砲兵監部部員は下記のような「函館要塞視察所見」を作成し、参謀本部に提出した。⁹¹ 同「函館要塞視察所見」は、

- 「一 戦闘ニ直接必要ナル砲台ノ戦備作業（砲台長、小隊長、示数板、腕木、砲台鏡ノ位置ノ構成等）ハ一モ著手セシ所ナシ
- 二 弾丸ノ調製法ハ殆ント全部法則ニ違反セリ故ニ悉皆仕直ノ必要アリ（将校以下火工術ノ教育不完全ナルノ結果但シ他ノ一方ニ於テハ現行要塞火工教範ヲ訂正増補スルノ必要アリ）
- 三 工兵ノ戦備作業ハ形式的ニ近キモノアリ（副防御タル鉄条網ニハ深サナク単ニ境域ヲ示ス一連ノ囲牆ニ類ス）
- 四 砲台成兵ノ宿営法ハ目下ノ状況ニ於テ不適切ナリ（衛生上ノ顧慮ヲ欠ク）
- 五 砲台ニ於ケル宿営ノ設備不完全ナリ（各砲台共給水ノ欠乏ニ拘ハラス水槽ノ設ヲ欠キ風呂場、洗濯場ノ設備甚タ不完全ナリ）」

と指摘し、特に砲台の戦備作業の未着手や工兵の戦備作業の不完全を報告している。要塞砲兵監部部員の「函館要塞視察所見」が作成された時期は不明であるが、おそらく、4月から7月にかけて作成され、教育総監部から参謀本部に送付されたものと考えられる。以上の「函館要塞視察所見」を検討した参謀本部は事態を重視して、函館要塞司令官に対して、「浦塩艦隊未タ敗亡ニ帰セス時々近海ニ出沒スル今日各要塞ノ戦備ヲ森嚴ナラシムルハ陸海兩作戦ノ進行上最モ緊要ノ儀ニ候処」「貴要塞ノ戦備ハ其戦闘上最モ必要ナル諸機関ノ設備ニ欠クル処アルカ如シ防備上緩急ノ嫌有之候条此際之ヲ完成セシメラレ度」と厳しく批判し、今後の処置を照会した。

以上の参謀本部の照会に対して、函館要塞司令官は、要塞砲兵監部部員の所見に対しては、函館要塞側としての理由があるとして、逐一にわたって下記の反論をふくむ「意見」を参謀本部に具申した。⁹⁹

まず、第一点の砲台の戦備作業の未着手の指摘に対しては、そもそも、砲台の戦備は要塞動員前の演習召集実施においてすでにほとんど完備し、戦闘に支障がないと述べた。ただし、①砲台長等の位置を特設しないことは欠点であるが、これらの設備を必らず設けることについては「何等ノ条規示ス所ナシ」と指摘した。そして、被害を少なくする点においてはこれらを設備することは望むところであるが、動員当時は積雪深く、地下3、4尺は凍結しているために、函館要塞においては4月に至らなければ重砲弾に対する危険予防の完全な設備は困難であるので、4月に入ったら実施する考えであったとした。②しかるに、4月までは敵艦は津軽海峡に入らず、かつ、4月以降の季節は砲台はガスによって覆われることによって、敵艦より観望される危険はほとんどないので、経費節減の季節においては特に設備の必要なしと判断して中止したと述べた。③なお、今後、敵艦が津軽海峡を通過する場合、過日來の行動より判断すれば、敵艦を我が軍艦等の砲台射撃下に誘致しようとしても、敵艦は常にこれを避けるの傾向があるとした。また、敵艦が攻撃を実行したとしても、砲台長等の位置を適当に選定するならば危険を予防することは困難ではないと信ずると述べた。④故に、経費の関係上、ガス消滅の季節に至り、なお敵が「余喘ヲ保ツ如キコトアラハ」、その時においてこれらを設備してもよいと判断していると述べた。

つぎに、第二点の弾丸調製法の法則違反の指摘はほとんど「誣妄ニアラサルカヲ疑ハサルヲ得ス」として、函館要塞の弾丸調製法は要塞砲兵火工教範にもとづき実施していると反論した。さらに、第三点の工兵の戦備作業が形式的であるという指摘に対しては、「当要塞ノ防御編成中最モ困難ニシテ且ツ時日ヲ要スルモノハ射界ノ清掃トス」と、敵の陸正面からの攻撃行動における遮蔽物・隠蔽物として利用されうる建物・森林等を撤去・移設・消却し、要塞からの視界を明瞭にし、射撃効果を高める作業は困難であるとした。しかし、この「射界ノ清掃」を後回しにし、情況もこれを必要としないので現在のままに存置する希望を第7師団長が訓示したという。それゆえ、「射界ノ清掃」を除き、函館要塞においては長時日を要する工事は1903年度の防御計画にはなく、後方防御の二、三の要点をのぞき、特に当初から設備をしなかったと述べた。その理由としては、①今回の戦役においては、函館要塞の守備隊の主力をもって後方防御を実施するような情況発

生は「万アリ得ヘカラス」と判断したからであり、②仮にあったとしても「城外枝隊等ノ妨害ニヨリ敵ハ上陸開始後早クモ一週間ノ後ニアラサレハ後方防禦線ノ前方ニ現出スルコト能ハス此ノ時日内ニハ優ニ後方防禦ノ編成ヲ完成シ得ルヲ以テ經費ノ節約ト人民ノ迷惑ヲ顧慮シ情況之ヲ要スル迄ハ要点以外ノ防禦工事ヲ延期スルコトトナシ」と述べた。この①②の判断と意見は2月中旬に防禦編成実視のために来函した参謀本部部員に詳細陳述し、参謀本部次長にも報告したという。なお、③鉄条網（深さ2列ないし4列）は、動員当初に敵艦が龍飛崎沖に現出した際、後備諸隊の一つも到着しなかった時点において、一時奇襲を予防するために急遽構成したにすぎないことを述べた。しかるに、後備諸隊到着後は奇襲の恐れがないので、これ以上特に深さを増して構成する必要がないだけでなく、「住吉町大森浜付近ノ漁村ノ海岸ニ深サ大ナル鉄条網ヲ設置スルトキハ漁民ハ漁藻ノ干場ヲ失シ遂ニ飢餓ニ逼ルノ情態ナルヲ以テ其儘現存シ若クハ既ニ之ヲ撤取セシモノモ有之要スルニ本職ノ考案ハ要塞ノ任務ヲ尽シ得ル限りハ成ルヘク經費ヲ節約スルハ目下ノ急務ト信スルヲ以テ至急ニ調弁シ得サル材料（鉄線ノ類）ハ之ヲ貯蔵シ置クニ止メ其ノ防禦工事ノ実施ハ情況之ヲ要スル迄ハ延期スルヲ殊ニ目下ノ情況ニ於テ得策ト考フ」と強調した。

さらに、第四点の砲台成兵の宿営法の指摘に対しては、砲台成兵は動員当初から砲台隠蔽部に居住させてきたが、衛生的（日照、換気法）には、予想外にも、冬季は水元谷兵舎居住者と大差なく健康で、夏期は水元谷兵舎居住者の健康よりも優れている状況を呈しているので、現在では、宿営法を変更する必要を認めないことを述べた。また、第五点の砲台における宿営設備の不完全の指摘に対しては、「目下ノ情況ニ於テ現設備以上ニ設備スルハ贅沢ノ嫌アリ若シ砲台ニ於テ之以上ノ設備ヲ為サハ無論他ノ守備諸隊ノ為メニモ目下ノ程度以上ニ宿営諸般ノ設備ヲナササルヘカラス然ルトキハ非常ノ經費ヲ要シ目下ノ場合適當ノ処置ニアラスト信ス」と述べ、勤務と衛生上において支障がない程度でもって甘んずべきものであると強調した。

以上の函館要塞司令官の「意見」は同司令官から陸軍省にも伝えられ、参謀本部の指摘にそって1903年度の防禦計画の実行を命じられた場合は少なくとも10万円の経費を必要とすると報告された。これに対して、陸軍省は、函館要塞の臨時防禦は現在の設備に止め、時機をみて完成させるという意見を持ち、参謀本部に照会したが、参謀本部はすでに、8月11日付をもって函館要塞司令官に対して、「一 砲台ノ指揮及其戦闘勤務ニ直接ノ関係ヲ有スル砲台長及示数板等ノ位置ニシテ未タ其設アラサルモノハ此際適宜之ヲ設備シ戦闘ノ成果ヲ期スル点ニ於テ違算ナキヲ要ス 二 其他ノ事項ハ要塞ノ任務ヲ尽クス上ニ於テ違算ナキ限り既ニ採ラレシ処置及御意見ノ通りニテ可ナラン」と通知したことを陸軍省に回答した。

以上の1904年8月までの函館要塞の防禦体制構築をめぐる函館要塞司令官と参謀本部等との交渉において重要点が二つある。第一は、第一点の③にかかわることで、函館要塞の砲台（位置・砲種）からは、津軽海峡を通航する艦隊を捕捉できないという防備の限界性をふくんでいることである。逆にいえば、函館要塞が、敵による函館港の占領もしくは利用の防止の目的の他に、津軽海峡（の全域あるいは特定海域・沿岸）の警戒・防備にまで任務が拡張されることは、任務過重というべき性格・意味がふくまれることである。これは、本来、前年春の日露開戦必至の情勢のもとで（すなわち、ロシア艦隊の津軽海峡通航の可能性の判断）認識されるべきであり、津軽海峡全体の警戒・防備体制の見直しが必要と認められたが、軍当局の見直しに関する公式の認識・判断は、とりあえず、翌1905年5月24日の陸軍省の「津軽海峡防禦設備要領」の決定にもとづく津軽海峡東西両口の防備工事施行においてなされたと考えてよい。⁹⁵ この防備工事施行は急激的なものであったが、東口の大間崎付近に15センチ速射加農砲6門、戸井付近に同加農砲4門、西口の龍飛崎付近と白神付近にそれぞれ同加農砲4門を設置する計画であった（7月下旬までに完成し、工事費は砲床築設費を含めて17万8千円）。第二は、後方防禦線（海正面の大森浜から陸正面の亀田地点をさしている）の編成・設備に対する参謀本部や要塞砲兵監部の認識と函館要塞司令部の認識との間には相当の齟齬がみられることである。前者は危機意識を強くした情勢把握のもとに要塞戦備の完遂を求めていたのに対して、後者

は設備経費や住民生活への影響等を顧慮して、敵の上陸等の切迫した情勢を迎えない限り後方防御線工事を実行しない方針であった。そこでは、函館要塞側において、「射界ノ清掃」などの戦備工事に対するやや躊躇した構えが見られる。ただし、両者ともに、後方防御線の編成・設備に対しては、非戦闘員・住民の防護・避難の対策に関する基本的な計画・想定をもたなかった。また、そうした「射界ノ清掃」をふくむ要塞地帯内の戦備作業の執行計画を住民や自治体に説明する規則・協定等はなかった。つまり、要塞における動員や守備および防御の目的は、自己自身の戦闘力や兵力の維持にあったと見てよい。

(3) 函館要塞の戦備補足工事等の評価について

その後、函館要塞司令部は、上記8月11日付の参謀本部の指示にもとづき戦備補足工事等を実施した。これは、戦役後の1906年7月までに竣工したのものもあるが、主要なものとしては、御殿山第一砲台の砲台長の位置の築造（1ヶ所、2号粗石構造、幅1m、長さ5m、1904年12月）、千畳敷砲台の地区砲台長の司令所ならびに砲兵指揮官司令所の新設（1ヶ所、地下室構造、1905年12月）、各方面の低地観測所の改築（8ヶ所、地下室構造、1906年3月～7月）、水源谷第一貯水池水源の改築（1904年9月）、水源谷小修理所付属厠の新設（1棟、1906年6月）、等で、合計54点、予算総額101,926円（実費額87,952円）であった。なお、1906年8月時点で、工事着手中の残工事として、穴澗機関舎付属貯水池1ヶ所新設他があった。⁹⁹

さて、築城部本部長榊原昇造は1906年8月に函館要塞地に出張し、防御営造物の検査とあわせて要塞司令部の工兵業務を視察し、以上の函館要塞の戦備補足工事の評価をふくむ報告書を同年9月7日付で陸軍大臣に提出した。¹⁰⁰ それによれば、戦備補足工事自体は「精粗、堅脆一様ナラス全般ノ成績ハ称赞ニ値セス」とか、防御営造物保存景況は「防御営造物修繕計画及其ノ実施ハ共ニ可ナリト雖モ一般手入及掃除充分ナラス」「器具材料ノ格納法適当ナラス」とか、研究を要する事項として「各砲台ノ貯水井ハ飲用ニ適セス濾過法ニ特殊ノ設備ヲ要スル歟」などと低い評価が下されている。その結果、榊原は特に防御営造物の保存・手入れ等が適切でないことに対して、要塞司令部工兵科将校に「防御営造物保存ニ関スル調査研究充分ナラス勤務上ノ細則及特別ノ規定ハ下級官僚ヲ指導スルニ必要ナルモノナリ宜シク受令者ノ力量ニ対シテ適当ナル如ク之ヲ作成スヘシ」「各砲台監守ノ防御営造物ニ対スル念慮ノ粗薄ナルコトヲ認ム 砲台保壘ニ於ケル保存上ノ業務ハ毎週予定セラルルヲ要ス」などの訓示を与えた。

函館要塞の動員における戦備工事は、陸軍中央機関から見れば、その戦備補足工事をふくめて高い評価は得なかった。函館要塞側から見れば、日露戦時の津軽海峡防御・警戒という拡張された任務を与えられつつも、要塞自体がそうした任務拡張に本質的にたえることはできないという認識・判断を内包していたものと推定できるし、特に市街地（当時の人口約8万7千人）をかかえた要塞防御の戦闘・戦備工事の想定においては、市民・住民生活との関係をどのようにつくりあげるかという方針が明確化されていたとは考えられない。

13 戒厳令下の函館

(1) 函館への戒厳宣告

上記のように、1904年2月14日に函館に臨戦地境の戒厳宣告が公布された。同時に函館要塞司令官秋元盛之は戦時指揮官に任命され、秋元盛之戦時指揮官は同戒厳地の司令官になった。また、前日の13日に、陸軍次官から、第1、4、5、7、10、12師団長あてに、法務局交付の「戒厳令施行心得書」が参考として配布された。これは、これらの師団が要塞をかかえているためであった。さらに、第7師団長に対しては、同「戒厳令施行心得書」を秋元盛之戦時指揮官に送付するように指示した。同時に、陸軍次官から秋元盛之戦時指揮官宛の電報が発された。その電報では、戒厳令施行の予告とその心得として、「明十四日函館ニ戒厳令施行セラルル筈ニ就テ、貴官ハ其地境（地帯法第七条第二項ノ区域内）ノ地方官檢察官へ概ネ左ノ如ク命

函館山要塞の地図について

遠藤芳信

一 イギリス軍艦艦長の要塞立ち入り事件と要塞地図

函館市史編さん室は、一九〇二（明三五）年六月三日のイギリス軍艦艦長の函館要塞立ち入り事件にかかわつて函館要塞司令部が作成した函館山要塞の地図を、同事件の事案文書をふくめて写真撮影した¹⁾。

同事件は、日英同盟下の日本国及び函館市の国際関係史上極めて興味あるものであるが、紙幅の関係上、簡単に述べておく。事件自体は、函館港碇泊のイギリス軍艦艦長二名が函館山が要塞であることを知らずに登り、薬師山砲台（標高二五二メートル）西方約五〇メートルの地点で、同砲台監守等によつて発見され、日本側官憲によつて軍機保護法違反者として処置されたというものである。

本地図は、同事件の処置をめぐるイギリス側（在函館のイギリス領事、在東京のイギリス公使等）の不满に対して、日本側（外務省、陸軍省等）が事件処置の正当性を主張する過程で作成されたものである。すなわち、六月一七日付で陸軍大臣が外務大臣宛に送付した函館要塞司令官の報告書は、次のように地図作成等を報告してい

グリーンベルト

る。

「去ル六月三日午後五時頃背広ノ洋服ヲ著シタル二名ノ外国人薬師山砲台西方高地ニ来リタルヲ同砲台ノ監守之ヲ発見セリ（別図参照）同所ハ該砲台ヨリ高キコト約五六米突ニシテ薬師山砲台内構築物ノ景況其他防禦營造物ノ概景ヲ瞰視シ得ベキ位置ナルヲ以テ砲台監守ハ軍機保護法未遂犯人タルト思料シ直ニ砲台衛兵ニ通報シ衛兵司令ハ之ヲ憲兵ニ引渡セリ」翌四日当地英国領事ハ函館地方裁判所検事正ニ対シ衛兵警察官ノ艦長ヲ取扱タル処置ニ関シ種々質疑ニ及タル処裁判所検事正ハ我法律ニ拠リ取扱タル正当ノ処置タル旨ヲ答ヘタリト聞ク其後領事艦長等ハ禁止場所ノ制止方法ノ不備ナルヲ稱ヘ且ツ衛兵ノ処置ヲ不当ト思惟シ自国ノ公使或ハ艦隊司令長官ニ夫々事実ヲ申報スル模様ニ聞及候右衛兵ノ取扱タル事件ハ去五日不取敢既ニ第七師団長ヘ報告ニ候得共命ニ依リ更ニ図面相添此段及報告候也²⁾（旧字は新字に改めた）

この報告書によれば、函館要塞司令部は、イギリス艦長二名の函館要塞立ち入り事件に関する説明・報告は文書や言葉のやりとりのみにもとづいて理解・判断してもらうことが困難であると考え、補足説明用の「別図」(「図面」としての地図(軍事機密「函館山一万分一地圖」)を調製したことは明確である。この場合、イギリス領事等から質問・指摘されたとされている陸軍省所轄地域にかかわる「禁止場所ノ制止方法ノ不備」に対する函館要塞